

(案)

令和8年度

岡山市プレーパーク普及事業業務委託

仕 様 書

岡山市 岡山っ子育成局

子育て支援部 地域子育て支援課

1 業務目的及び概要

「令和8年度岡山市プレーパーク普及事業」（以下「本業務」という。）は、岡山市プレーパーク普及事業実施要綱に基づき、「外遊び」を通して、子どもを心豊かに健全に育成し、「子育てにおける外遊びの重要性」への理解を深めるとともに、地域住民と協働で事業を実施することにより、地域ぐるみの子育ての気運を高め、子どもが安心して健全に育つ地域環境を整えていくことを目的とする。

本業務は、豊かな野外環境や地域の公園等で、自然の素材を使った遊びや季節を感じる遊び体験ができる場（以下「プレーパーク」という。）を開催するとともに、外遊びを地域に提供するために、外遊びのノウハウを持った者（以下「プレーリーダー」という。）を育成する活動も同時に行う。プレーパークの開催は、プレーリーダーを中心に、地域住民の協力を得て行うものとする。

2 本業務の基本事項

(1) 適用範囲

「令和8年度岡山市プレーパーク普及事業業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、岡山市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する本業務に適用する。

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務担当課

岡山市岡山っ子育て支援部地域子育て支援課

(4) 協議

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議のうえ委託者の指示に従い、本業務を遂行するものとする。
- ② 委託者において必要と認めるときは、作業を変更又は中止させることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更に伴う契約期間の変更については別に定めるものとする。
- ③ 委託者は、作業責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、本業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対してその理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(5) 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

(6) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- ② 受託者は、本業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

57号)」を遵守し、取得した個人情報、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

- ③ 受託者は受託情報を保護するため、委託者と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

(7) 作業責任者等

本業務は、こどもと直接接し、戸外での遊びを中心とする活動を実施するものであることから、本業務を遂行する作業責任者等は、本業務の内容に関する実績と適切な知見を有すること。

(8) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

(9) 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め、作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

(10) その他

- ① 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後その打ち合わせ記録を作成・提出し、委託者の承認を得ること。
- ② 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- ③ 本業務に伴う必要な経費は、3(3)業務概要に記載のないものであっても、原則として受託者の負担とする。ただし、プレーパークの開催又は会議の場所、研修会の会場等、本業務に使用する場所が、岡山市が所管する施設等の場合、委託者がその使用に係る使用許可及び使用料減免の申請を行うことにより、使用料の減免を受けることができる。

3 業務内容

(1) 前提条件

受託者は、本業務を遂行するにあたり、委託者の指示に従うとともに、公園等管理者や町内会関係者等と連絡・調整等を行い、相互に協力し、本業務及び事業全体の運営を円滑に行えるよう努めること。

本業務の前提条件は以下のとおりとする。

ア 本業務の実施にあたっては、こどもたちに外遊びの面白さを伝えるとともに、外遊びや地域ぐるみの子育ての必要性を啓発していくこと。

イ 作業場所

本業務を実施する場所は、特に指定のある場合を除き、岡山市の所管する公園等の中から受託者が選定するものとする。

ウ 会議の開催等

本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、以下の会議を開催する。また、受託者は各会議の開催2日前までに、事前に資料を委託者へ送付すること。

① 業務開始時会議・・・業務開始時1回開催

業務の開始にあたり、契約締結後すみやかに、仕様内容、業務実施方針、実施体制、スケジュール等の確認及び協議等を行うために開催する。

② 定例会議・・・年1回

業務進捗状況に関して、現状と課題等について確認を行うとともに、課題がある場合はその解決を図るために開催する。

③ 臨時会議・・・必要に応じ、随時に開催

緊急を要する事態が発生した場合及び委託者が必要と判断した場合に開催する。

エ その他

受託者は、本業務が委託者からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう本業務を実施すること。

(2) 業務実施計画書

受託者は本業務の効率的かつ円滑な遂行のため、契約締結後すみやかに業務実施計画書を作成し、上記3(1)ウ①業務開始時会議で説明するとともに、会議での確認・協議内容を含めて計画書を修正し、委託者の承認を得ること。なお、計画書の作成にあたっては、以下の項目について必ず記載し、本業務が確実に実施できるよう計画をたてること。

ア 実施方針

本業務に係る個人情報の取り扱い方針を含み記載すること。

イ 実施体制

作業責任者、業務実施にあたっての主要なスタッフ、連絡担当者及び緊急連絡先等を記載すること。

ウ スケジュール

各業務の作業予定について、工程ごとに、色、図、凡例等を使用し、大まかな年間スケジュール（月の上旬・中旬・下旬の単位）を作成し記載すること。

(3) 業務概要

ア 業務の概要

本業務は、以下のとおりとする。業務実施計画書に基づき作業を進め、誠実に業務を実施すること。

(ア) プレーパークの実施

(イ) プレーリーダー養成講座（以下「養成講座」という。）の実施

(ウ) 養成講座受講者の管理と所定の条件を満たす受講者へ、岡山市プレーパーク普及事業プレーリーダー養成講座修了証（以下「修了証」という。）の交付

(エ) 養成講座修了者を主な対象としたスキルアップ研修及び知識・技術の定着を図ることができる実地研修の機会の提供の実施

(オ) 外遊びを実施するものへの支援

(カ) 周知・広報

イ 内容・趣旨

(ア) プレーパークの実施

- ① 市内の公園等において、プレーパークを開催する。
- ② 回数は6回とし、契約開始から令和9年3月までの間に開催するもので、同一年度中、同じ場所で2回まで開催できることとする。また、6回のうち、前年度プレーパークを実施していない区で1回以上行うよう努めること。なお、同じ場所で開催できるのは連続して2年までとする。
- ③ 開催する公園等は受託者が選定し、委託者の承認を得たうえで、公園等管理者等へ開催に必要な許可を取得し、実施するものとする。
- ④ 選定にあたっては、プレーパークについて町内会、愛護委員会等、地域住民へ周知を行い、公園等の使用について理解を得ること。
- ⑤ 委託者は、公園等管理者等の承認を得るに当たり、必要な支援を行う。
- ⑥ 実施にあたっては、事前に開催について地域に周知し、養成講座の参加者や養成講座の修了証をもった者等を対象とする運営ボランティアを募り、実施内容についてともに検討すること。また、あわせて安全性について十分な検証を行い、事故防止に努めるとともに、プレーパーク参加者の怪我等に対応できる傷害保険に加入すること。加えて、当日の怪我等への初期対応の為、看護師等を配置すること。
- ⑦ 当日の参加者（こども含む）に対して外遊びに関するアンケート調査を実施し、「今後のプレーパークのあり方」や「地域における外遊びのあり方」等の視点から分析を行うこと。なお、アンケートは受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。
- ⑧ プレーパークが警報発令等により開催困難な状況になった場合は、委託者と受託者が協議のうえ、中止することができる。なお、中止した場合は、委託者、受託者及び養成講座受講者等と協議のうえ、1回に限り延期とすることができる。ただし、この場合、委託料額の変更は行わない。

(イ) 養成講座の実施

- ① 外遊びを地域で提供できるようにするため、プレーリーダーを養成する。プレーパークに興味関心のある市民を対象に、こどもと外遊びについて基本的な知識を学ぶ「基礎講座」を実施するとともに、プレーパークにおけるこどもの関わり方や安全管理、プレーパーク後の振り返り方法等を学ぶ心得講座（1）も実施すること。上記のプレーパーク開催に合わせ、開催地ごとに実施内容を検討し、その開催地の特性にあわせた心得講座（2）をプレーパーク開催にあわせて実施し、実施後には振り返りの時間を設けること。また、全ての心得講座（2）の振り返り終了後に、「研修会」を実施すること。養成講座は年間を通じて複数の講座等を行うものであるが、市民が特定の講座等のみの参加を希望した場合、それを妨げるものではない。
- ② 基礎講座は外遊びの重要性や、プレーパークの基本的な知識等を学び、プレーパークの普及に資するものとする。
- ③ 心得講座（1）は、実施にあたって必要な遊びの技術、安全管理、プレーパーク後の振り返り方法について等とすること。
- ④ 心得講座（2）は、上記③をその地域の特性を加味したものとし、プレーパーク開催にあわせて実施すること。また、プレーパーク実施後には、当日以降に振り返りの時間を設けることとする。

⑤ 研修会は、各地域で開催したプレーパークの報告と、外遊びの重要性の普及啓発、養成講座受講者や養成講座修了者等のネットワークづくりに資するものとする。

(ウ) 養成講座受講者の管理と所定の条件を満たす受講者へ修了証の交付

養成講座を受講した者の名簿を作成し、適切に管理するとともに、岡山市プレーパーク普及事業実施要綱第6条に基づき、該当者へ修了証を交付すること。また、交付状況について、修了証発行者名簿を作成し、委託者へ報告すること。

(エ) 養成講座修了者を主な対象としたスキルアップ研修及び知識・技術の定着を図ることができる実地研修の機会の提供の実施

① 養成講座を修了した者等に、継続的、発展的な学びの場を提供するとともに、修了者同士のネットワークづくりを促すために、スキルアップ研修や実地研修（以下「スキルアップ研修等」という。）を実施する。

② スキルアップ研修等の内容は、外遊びを実施、普及させるために必要な実践的な知識、技術を学ぶもの又は地域活動を円滑に行うために必要な知識等を学ぶものとする。

③ スキルアップ研修等において、参加者同士が情報交換や交流できる時間、手法を取り入れること。

④ 受託者は、市内又は近隣で開催されるプレーパークの情報を把握し、養成講座修了者の実地研修先にできるように開催団体等と調整を行うこと。

⑤ 受託者は、実地研修の受け入れ可能なプレーパークの情報を養成講座修了者に周知し、希望があれば受け入れ調整を行うこと。

(オ) 外遊びを実施する者への支援

① 養成講座を受講し、自主的に外遊びを実施する者又は実施したいと希望する者への相談支援、申請に関する支援等を行うこと。

② 支援は原則、外遊び実施に関するノウハウの提供や講師の紹介、外遊び体験推進事業に関する申請等とすること。外遊び開催当日の指導等を行うプレーリーダーについては、上記(エ)④に記載のあるスキルアップや実地研修を望んでいる養成講座修了者を紹介することとし、その調整を図ること。

(カ) 周知・広報

① 本業務の実施にあたり、必要な広報を委託者の確認を受けて実施すること。

② 周知・広報の実施にあたっては、受託者管理のホームページのほか岡山市公式ホームページを利用することができるものとし、委託者はその掲載に協力する。

③ ホームページに掲載する内容については、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益、肖像権及びパブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の適切な処理を行うこと。

④ 上記(エ)④で取得した市内又は近隣で開催されるプレーパークの情報を受託者管理のホームページにおいて日時や場所等を分かりやすく発信すること。

(4) その他

物販については、委託者と協議の上、事業実施に効果的と判断できるものについて実施することができる。

4 業務に関する報告

(1) 報告書等の作成

受託者は、委託者の指示に基づき、会議内容等のまとめ、計画書、報告書及び本業務において作成したデータ等を、報告期日までに委託者に報告すること。

(2) 報告期日

会議のまとめ、計画書、報告書

提出成果品	提出期限
会議のまとめ (定例・臨時)	会議(定例会議・臨時会議)の終了後、おおむね1週間以内
業務実施計画書(年次)	契約締結後速やかに
事業実施報告書	令和9年3月31日

(3) 報告等内容

以下のとおり作成し報告すること。なお、様式は問わない。

- ① 実施日時、場所
- ② 参加人数等
- ③ 実施内容
- ④ 実施上の問題点、課題等
- ⑤ アンケート等を実施した場合は、今後の事業に活用するため、集計・分析し、まとめて報告すること。

(4) その他

事業実績報告書に併せて周知広報のために使用した映像・画像等のデータを CD-R に保存し、納品すること。

なお、画像データについては JPEG, GIF 形式等の Windows 11 が搭載されたパソコンで閲覧可能なファイル形式のデータで納品すること。